

逗子市総合計画審議会条例改正案

昭和45年 2 月 16 日

逗子市条例第 5 号

〔注〕 昭和59年から改正経過を注記した。

改正 昭和45年12月21日条例第24号

昭和48年12月11日条例第26号

昭和51年 3 月 30 日 条例第 6 号

昭和57年 3 月 27 日 条例第 4 号

昭和59年 3 月 31 日 条例第10号

平成 2 年12月21日条例第 8 号

平成 8 年 3 月 29 日 条例第 3 号

平成14年 3 月 19 日 条例第18号

平成17年 6 月 22 日 条例第15号

平成20年12月16日条例第20号

平成23年 3 月 23 日 条例第 7 号

（趣旨）

第 1 条 この条例は、本市の総合計画等に関する事項について調査及び審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の 4 第 3 項の規定により、逗子市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置し、その組織及び運営について、必要な事項を定める。

（所掌事項）

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、本市総合計画次に掲げる事項の策定、変更又は廃止及び進行管理に関し、必要な調査及び審議を行う。

- （1）逗子市総合計画に関すること。
- （2）まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第 1 項に規定するまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画に関すること。

（平 2 条例 8 ・ 平23条例 7 ・ 一部改正）

（組織）

第 3 条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 市民~~(次号に掲げる者を除く。)~~

~~(2) 市の審議会、懇話会等の委員、参加者等~~

~~(3) 市教育委員会委員~~

(4) (2) 知識経験を有する者

(3) その他市長が必要があると認める者

(平8条例3・平14条例18・平17条例15・平23条例7・一部改正)

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ、会長の指定する委員がその職務を代理する。

(平8条例3・一部改正)

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会に部会を置くことができる。

2 部会の部会員は、委員のうちから会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会員の互選により定める。

4 部会長は、部会の会務を総理し、会議の結果等について会長に報告しなければならない。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ、部会長の指定する部会員がその職務を代理する。

6 前条の規定は、部会の会議について準用する。

(平23条例 7 ・ 追加)

(協力の要請)

第 8 条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(平23条例 7 ・ 追加)

(庶務)

第 9 条 審議会の庶務は、企画課において処理する。

(昭59条例10・平 2 条例 8 ・ 平 8 条例 3 ・ 平20条例20・平23条例 7 ・ 一部改正)

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

(平23条例 7 ・ 一部改正)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和45年12月21日条例第24号抄)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和48年12月11日条例第26号抄)

(施行期日)

1 この条例は、昭和49年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和51年 3 月30日条例第 6 号抄)

1 この条例は、昭和51年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和57年 3 月27日条例第 4 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、昭和57年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和59年 3 月31日条例第10号抄)

(施行期日)

1 この条例は、昭和59年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 年12月21日条例第 8 号)

この条例は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 8 年 3 月29日条例第 3 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月19日条例第18号）

この条例は、平成14年7月20日から施行する。

附 則（平成17年6月22日条例第15号）

この条例は、平成17年7月1日から施行する。

附 則（平成20年12月16日条例第20号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月23日条例第7号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。